

○埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例 ○埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則	
条 例	規 則
埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例 〔平成十四年十月十五日〕 〔埼玉県条例第六十四号〕 (目的) 第一条 この条例は、土砂の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、土砂の堆積による土壌の汚染を防止し、もって県民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 建設工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。 二 発注者 建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。 三 元請負人 発注者から直接建設工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。 四 土砂の堆積 埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。 (県の責務) 第三条 県は、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。 2 県は、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため、市町村と連携して土砂の堆積を監視する体制の整備に努めるものとする。 (発注者の責務)	埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則 〔平成十四年十二月二十日〕 〔埼玉県規則第百十九号〕

第四条 発注者は、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため、その注文する建設工事に伴って発生する土砂に関し、元請負人に対して、その適正な処理を指示するとともに、処理に要する費用の適正な負担を行うことにより、土砂の再利用の促進に努めなければならない。

（元請負人の責務）

第五条 元請負人は、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため、請負契約の内容等を踏まえて、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設工事に伴って発生する土砂の排出量の抑制に努めるとともに、土砂と他の物との分別その他必要な措置を講ずることにより、土砂の再利用に努めなければならない。

（汚染された土砂の堆積の禁止）

第六条 土砂の堆積を行う者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の規則で定める物質（以下この条において「有害物質」という。）による汚染の状態が規則で定める基準（次項において「土壌基準」という。）に適合しない土砂を土砂の堆積に使用してはならない。ただし、規則の定めるところにより、土砂の堆積の場所、方法等からみて当該土砂の有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

（有害物質）

第一条 埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号。以下「土砂条例」という。）第六条第一項の規則で定める物質は、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質（次条並びに第四条第一項第一号及び第四号において「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類（次条並びに第四条第一項第一号及び第四号において「ダイオキシン類」という。）とする。

（土壌基準）

第二条 土砂条例第六条第一項の規則で定める基準は、特定有害物質にあつては土壌汚染対策法第六条第一項第一号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第七条の基準のうち土壌の汚染に関する基準の例によるものとする。

（知事の確認申請）

第三条 土砂条例第六条第一項ただし書の確認を受けようとする者は、様式第一号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 知事は、土壤基準に適合しない土砂が土砂の堆積（前項ただし書の確認を受けたものを除く。）に使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、土砂の堆積を行っている者又は土砂の堆積に係る工事を請け負った者若しくは工事をを行っている者に対し、直ちに当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、第一項ただし書の確認をした場合において、その後の事情により、当該確認に係る土砂の堆積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、土砂の堆積を行っている者又は土砂の堆積に係る工事を請け負った者若しくは工事をを行っている者に対し、当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（堆積に係る土地の汚染調査）

第七条 土砂の堆積を行う者は、当該土砂の堆積に着手した日から起算して六月ごと（土砂の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が六月に満たない場合にあつては、完了又は廃止のとき）に、当該土砂の堆積に係る土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の堆積については、この限りでない。

一 土砂の堆積に係る土地の区域の面積が三千平方メートル未満の土砂の堆積

二 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で

- 一 住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- 二 土砂の堆積に係る土地の登記事項証明書
- 三 土砂の堆積に係る土地の区域を示す図面
- 四 土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面
- 五 使用する土砂の有害物質による汚染の状況を証する書面

（堆積に係る土地の汚染調査）

第四条 土砂条例第七条の規定による土砂の汚染の状況についての調査は、次により行うものとする。

一 調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。

- イ カドミウム及びその化合物
- ロ 六価クロム化合物
- ハ シアン化合物
- ニ 水銀及びその化合物
- ホ セレン及びその化合物
- ヘ 鉛及びその化合物
- ト 砒（ひ）素及びその化合物

当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの

三 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であつて、規則の定めるところにより、知事に届け出たもの

- チ ふっ素及びその化合物
リ ほう素及びその化合物
ヌ 特定有害物質（イからリまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認める物質で知事が土砂の堆積を行う者に通知したもの
- 二 前号イからリまでに掲げる物質にあつては土壌含有量調査（知事が土砂の堆積を行う者に通知した場合は、土壌溶出量調査）を行い、前号ヌに掲げる物質にあつては知事が土砂の堆積を行う者に通知した調査を行うこと。
- 三 調査試料の採取地点は、土砂の堆積を行つた土地において、九百平方メートルごとに一地点以上の割合で均等に選定すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定有害物質にあつては土壌汚染対策法第二条第二項に規定する土壌汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第七条の基準（土壌の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。
- 2 土砂条例第七条本文の規定による届出は、様式第二号の届出書により行うものとする。
- 3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第一項各号に掲げる方法等により行われたことを証する書面を添付しなければならない。
- （法令又は他の条例による許可等の処分）
- 第五條 土砂条例第七条第三号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。
- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可
- 二 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第六項の規定による許可

-
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可
- 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可
- 五 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項又は第九十一条第一項の許可及び同法第三十五条の同意
- 六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第七十六条第一項の許可
- 七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の許可（同法第九条の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）
- 八 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の許可及び同法第二十条第二項の規定による協議
- 九 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可
- 十 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十条の承認及び同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の四第一項の許可（同法第九十五条の規定によりこれらの承認又は許可があつたものとみなされる場合を含む。）
- 十一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可
- 十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可
- 十三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第六十六条第一項の許可
- 十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可及び同条第四項の規定による協議
-

四 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積

- 十五 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可（同条第八項の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）
- 十六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の許可
- 十七 埼玉県砂防指定地管理条例（平成十五年埼玉県条例第四十五号）第三条第一項の許可
- 2 土砂条例第七条第三号の規定により、届出を行おうとする者は、様式第三号の届出書を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面
- 二 土砂の堆積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し
- （公益事業）
- 第六条 土砂条例第七条第四号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。
- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業
- 三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- 四 森林法による保安施設事業
- 五 道路法による道路に関する事業
- 六 都市公園法による都市公園に関する事業
- 七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事

業

八 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業

九 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業

十 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業

十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業

十二 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業

十三 都市計画法による都市計画事業

十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業

十五 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業

十六 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業

十七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

十八 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）

十九 前各号に掲げる事業に準ずるものとして知事の確認を受けた事業

（公益事業の確認）

第七条 前条第十九号の確認を受けようとする者は、様式第四号の申

五 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積 六 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積 七 その他土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積	2 請書を知事に提出しなければならない。 前項の申請書には、土砂の堆積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。
(関係書類の閲覧) 第八条 土砂の堆積を行う者は、規則の定めるところにより、当該土砂の堆積を行っている間、前条本文の規定により知事に届け出た書類の写しを、土砂の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	(堆積に係る土地の汚染調査の特例) 第八条 土砂条例第七条第七号の規則で定める土砂の堆積は、次のとおりとする。 - 一 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂の堆積 - 二 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積 - 三 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂の堆積 - 四 市町村が定める土砂の堆積による土壌の汚染を防止するための条例の規定によりされた届出等に係る土砂の堆積のうち、知事が別に定める土砂の堆積 (関係書類の閲覧) 第九条 土砂条例第八条の規定による閲覧は、次により行うものとする。 - 一 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。 - 二 閲覧の求めがあった場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。
(報告の徴収) 第九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、発注者、元請負人、土砂の排出、運搬又は堆積を行う者、土砂の排出又は堆積に係る土地の所有者又は占有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。 (立入検査)	

第十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、発注者、元請負人又は土砂の排出、運搬若しくは堆積を行う者の事務所、事業所又は土砂の排出若しくは堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り土砂の排出若しくは堆積の場所の土砂を収去させ、又は関係者に質問させることができる。			
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	(身分証明書) 第十条 土砂条例第十条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第五号のとおりとする。		
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。			
(市町村の条例との関係)			
第十一条 この条例の規定は、地域の自然的社会的条件に応じて、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため、市町村が条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。			
2 市町村が定める土砂の堆積による土壌の汚染を防止するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則の定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。	(適用除外) 第十一条 土砂条例第十一条第二項の規定により適用しないこととする土砂条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="502 1086 619 1503"> 市町村 桶川市、毛呂山町、嵐山町、鳩山町 </td><td data-bbox="502 1503 619 1915"> 土砂条例の規定 第六条から第八条まで </td></tr> </table>	市町村 桶川市、毛呂山町、嵐山町、鳩山町	土砂条例の規定 第六条から第八条まで
市町村 桶川市、毛呂山町、嵐山町、鳩山町	土砂条例の規定 第六条から第八条まで		
(保健所設置市の適用除外)			
第十二条 第六条から第八条までの規定は、保健所を設置する市の区域においては、適用しない。			
(委任)			
第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。			
(罰則)			
第十四条 第六条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者			

は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第十条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成十四年十二月規則第百十八号で、同十五年二月一日から施行)

(令和六年十二月二十四日条例第五十号抄)

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部

(書類の提出部数)

第十二条 土砂条例及びこの規則に基づき知事に提出する書類の部数は、正副二通とする。

附 則

1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成十五年二月十四日までの間における第十三条、第十四条及び第三十一条第一項の規定の適用については、第十三条中「土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第七十六条」と、第十四条中「土壌汚染対策法第五条第一項に規定する基準」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第七十九条第二項に規定する土壌汚染基準」と、第三十一条第一項第一号二中「その化合物」とあるのは「アルキル水銀その他の水銀化合物」と、同項第二号中「土壌含有量調査(知事が許可事業者に通知した場合は、土壌溶出量調査)」とあるの

を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第十一条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第十五条 この章に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附則（令和六年十二月二十四日条例第五十号）

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

附則（令和七年三月二十八日条例第十号）

（施行期日）

1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の

は「土壌溶出量調査」と、同項第四号中「土壌汚染対策法第二条第二項に規定する土壌汚染状況調査」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第七十九条第一項に規定する土壌の汚染の状況の調査」とする。

附則（平成十五年三月二十八日規則第四十一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年九月三十日規則第二百二十四号）

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十六年十月一日規則第七十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月一日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十年三月二十八日規則第四十二号）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項第一号及び第二号並びに第二十二条第一号及び第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に毛呂山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附則（平成二十一年十二月八日規則第百九号）

この規則中第十四条の改正規定は平成二十二年四月一日から、第十七条第一項第十六号の改正規定は農地法等の一部を改正する法律

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者（令和六年六月一日以降に当該届出に係る建設工事の請負契約を締結した者及び施行日前に当該届出に係る旧条例第十三条の規定による届出を行った者を除く。）に関する旧条例第八条、第十一条から第十三条まで、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、なお従前の例による。	（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から施行する。 附則（平成二十八年三月十八日規則第五号） この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
3 この条例の施行の際現に旧条例第十六条第一項又は第十九条第四条、第十八条から第二十七条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第三十一条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。 4 施行日前に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。	1 この規則は、令和五年三月三十一日規則第二十四号） 附則（令和五年三月三十一日規則第二十四号） この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号までの改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
5 施行日前に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の規定に違反して行われた土砂の堆積に関する旧条例第十四条、第三十一条第二項及び第三十二条から第三十四条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。	1 附則（令和七年三月二十八日規則第四十五号） （施行期日） この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
6 施行日前にされた旧条例第三十一条第二項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。	2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則様式第十六号による身分証明書は、前項ただし書に規定する規定の施行の日から令和七年六月三十日までの間、第一条の規定による改正後の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則様式第十六号による身分証明書とみなす。
7 この条例の施行の際現に旧条例第二十八条第一項の規定による指定がされている土砂の搬入を禁止する土地の区域に関する旧条例第二十八条から第三十条まで、第三十三条及び第三十四条の規	1 この規則は、令和五年三月三十一日規則第二十四号） 附則（令和五年三月三十一日規則第二十四号） この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号までの改正規定は、公布の日から施行する。

定の適用については、なお従前の例による。 8 施行日前にした行為及び附則第二項、第三項及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (埼玉県景観条例の一部改正) 9 埼玉県景観条例(平成十九年埼玉県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)	す。 3 この規則の施行の日前に行われた第二条の規定による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則第十七条第一項第十号及び第十八号に規定する行為は、第二条の規定による改正後の埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第五条第一項に規定する行為とみなす。 様式第1号、様式第5号 (略)